



金 沢 市 公 報

号外第12号

平成29年(2017年)7月31日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金沢市役所

◎ 目 次

ページ

● 告 示

- 川筋景観保全区域の指定及び川筋景観保全基準を定めたことについて (景観政策課) 1

告 示

◎金沢市告示第265号

犀川及び浅野川における美しい川筋景観の保全に関する条例(平成29年条例第2号)第7条第1項の規定により川筋景観保全区域を指定し、及び同条例第8条第1項の規定により川筋景観保全基準を定めたので、同条例第7条第5項(同条例第8条第5項において準用する場合を含む。)の規定により次のとおり告示し、平成29年10月1日からその効力を生ずるものとします。

なお、登載を省略する川筋景観保全区域の区域図及び川筋景観保全基準の内容は、金沢市都市整備局景観政策課において公衆の縦覧に供します。

平成29年7月31日

金沢市長 山 野 之 義

1 川筋景観保全区域の名称、位置及び区域図

区域名	位 置	区域図
犀川区域	片町1丁目、片町2丁目、川岸町、菊川1丁目、菊川2丁目、清川町、幸町、十三間町、杉浦町、千日町、大和町、中央通町、寺町3丁目、寺町5丁目、中川除町、長土堀3丁目、中村町、野町1丁目、法島町、大豆田本町、御影町及び本江町の各一部	別図(登載省略)のとおり
浅野川区域	浅野本町、尾張町2丁目、笠市町、主計町、京町、小橋町、材木町、桜町、昌永町、鈴見台1丁目、常盤町、豊国町、七ツ屋町、並木町、橋場町、東山1丁目、東山3丁目、彦三町1丁目、瓢箪町、堀川町及び横山町の各一部	別図(登載省略)のとおり

2 川筋景観保全基準となる事項及びその内容

(1) 川筋景観保全基準となる事項

- ア 美しい川筋景観の保全に関する基本的な事項
 イ 建築物及び工作物(広告物及び広告物を掲出する物件(以下「広告物等」という。)に係るものを除く。)の規模、位置、色彩、意匠及び形態
 ウ 宅地その他の土地の形質
 エ 緑化
 オ 広告物等の位置、形状、面積、色彩、意匠及び表示の方法
 カ その他

(2) 川筋景観保全基準の内容

別紙(登載省略)のとおり

平成29年(2017年)7月31日 印刷
平成29年(2017年)7月31日 発行
定価 120円

発行人
発行所
印刷所 石川県金沢市玉鉾4丁目166番地

金 沢 市
金 沢 市 役 所
(株) 共 栄